平成２７年（フ）第１８３号
神戸市西区大沢２丁目10番地の８　フェリーチェ大沢201号、前住所神戸市長田区二番町１丁目１番地　エバジオンタテベ101号
債務者　ヘアーサロンドリームこと　中山　榮子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
兵庫県明石市二見町東二見515番地の１　メゾンドール明石東二見604号、前住所兵庫県明石市二見町西二見584番地の６
債務者　脇坂富美子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
大分市今津留３丁目13番21号（レジデンス丸互602）
債務者　茅野　真弓
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１８号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城677番地５　丸宮アパート301
債務者　西中間将太
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１９号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城677番地５　丸宮アパート301
債務者　西中間史夏（旧姓知花）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２５号
金沢市西念３丁目17番23号　五十嵐ハイツ203号室
債務者　大野　清幸
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１８６号
福井県大野市中荒井町１丁目1207番地
債務者　谷口　由佳
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
福井市末町第20号２番地１
債務者　らいこねこと　山川　民輔
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
福井市浅水町第１号９番地
債務者　末光　泰暉
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
福井県大飯郡おおい町長井第26号４番地
債務者　一瀬　正信
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第４６号
山口県柳井市柳井4705番地10　グラシアス下馬皿201号
債務者　中西　百香
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１２６３号
名古屋市緑区清水山１丁目303番地
債務者　小坂井理恵
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２７７号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場128番地　メゾンカドシゲ201号室
債務者　吉田　美鈴
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８３号
兵庫県三田市富士が丘１丁目19番地　602号、従前の住所神戸市北区有野中町４丁目５番10―204号
債務者　西本　勝史
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０８号
神戸市須磨区緑が丘１丁目６番２号、従前の住所神戸市中央区北長狭通７丁目１番10―1001号
債務者　デザインオフィス　アポストロフィエスこと　大井富士夫
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０９号
神戸市須磨区緑が丘１丁目６番２号、従前の住所神戸市中央区北長狭通７丁目１番10―1001号
債務者　大井ヤヱ子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部